

前橋工科大学

自己点検評価報告書

(平成29年度)

平成30年6月

前橋工科大学

前橋工科大学の理念・目的・目標

平成20年12月3日制定

1. 大学の理念

自然と人との共生ならびに持続可能な循環型社会の構築に貢献する知的基盤の創造を推進することによって、文化的で健康な市民生活の実現に寄与し、地域と社会の発展と福祉に貢献する工学を追求する。

2. 大学の目的

工学が市民生活と密接に関連した学問分野であることを踏まえた教育・研究を推進し、社会の安全・安心とエネルギー・環境をはじめとする21世紀の人類が直面する様々な課題の解決に取り組み、その成果を地域と社会に還元し、社会の発展と福祉に貢献することを目的とする。

3. 大学の目標

知の融合と集積を図り、これを継承・伝承して、人間性および創造性豊かな技術者を育成するとともに、市民生活を豊かにする研究を展開して、活気に満ちた地域社会構築の一翼を担う知的創造拠点としての役割を果たす。

目 次

はじめに

- | | | |
|----|--------------|---|
| 1. | 大学の現況及び特徴 | 1 |
| 2. | 平成29年度自己点検評価 | 3 |

実施方法

- | | | |
|-----|-------------|----|
| (1) | 自学自習時間の把握 | 4 |
| (2) | 成績評価基準 | 5 |
| (3) | 成績の客観性・厳格性 | 7 |
| (4) | ハラスメント防止 | 8 |
| (5) | 評価・改善委員会の機能 | 18 |

はじめに

星 和 彦

本学は、平成9年（1997年）に四年制の大学として開学し、平成19年（2007年）に6学科の体制を整え、現在にいたっております。母体は、昭和27年（1952年）に設立された前橋市立工業短期大学にありますが、建設系の夜間の短期大学から昼夜開講制の短期大学、そして現在は生命、情報さらに生物の分野も有する大学へと領域を拡げてまいりました。前橋工科大学の“工科”には、工学(engineering)と科学(science)を統合した工科(technology)の意味がこめられておりますが、それだけでなくこの成長の過程をよく表しております。

本学は、学部、大学院を含めた学生数が1,300名ほどの工学部だけの大学で、現在、90を超えようとしております全国の公立大学の中で、10校に満たない工学部単科大学のひとつであります。このような特徴は今後も大切に、育てていきたいと考えております。

公立大学の使命には、教育、研究、地域貢献があげられます。教育に関しましては、学部は、環境・デザイン工学系の社会環境工学科、建築学科、総合デザイン工学科、および生命・情報科学系の生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科から構成されています。大学院は、博士前期課程は建設工学専攻、建築学専攻、生命情報学専攻、システム生体工学専攻、生物工学専攻の5専攻から構成されております。博士後期課程は環境・生命工学の1専攻を設けております。学生の幅広い関心と、社会のかかえる多様な課題に応えるとともに、社会のさまざまな分野で活動できる人材を育て体制を整えております。例えば、就職につきましては、近年は100パーセントに近い就職率を達成しております。

研究の面におきましては、広範な学問領域に対して、各教員は専門性の高い研究を展開していくよう努めております。その結果は、外部から獲得する研究費が近年増加していることに反映されております。そして地域貢献の面では、地域連携推進センターを窓口として、地域の産業界や自治体だけでなく、県内ならびに国内外の大学との各種連携、公開講座、および国際交流など、地域社会の多様な要望に柔軟に対応しております。地元企業との協働につきましては、前橋市、前橋商工会議所と連携し、「御用聞き型」の企業訪問をとおして、本学のもつシーズと地元のニーズを結び付けることで、成果を収めております。大学間の交流に関しましては、群馬県内の国公立大学、前橋市内の私立大学と連携を深めております。これに加え、国際交流としては、平成16年（2004年）より北京工業大学との間で協定書にもとづく学生の交換留学を継続し実施しております。さらに平成27年（2015年）より、ベトナムのダナン工科大学との間の協定書にもとづき教員と学生のワークショップ形式の交流を現地で実施しております。また、タイのカセサート大学とは、協定書を平成29年度に延長し、交流を重ねていく所存であります。

本学は平成28年度に外部機関による2度目の大学認証評価を受審し、教育機関として、また地域貢献活動について、適正であるという認定を受けることができました。

平成30年度は、公立大学法人化して6年目になります。中期計画の第一期目の計画

達成を目指すとともに、第二期に向かい中期計画の立案を目指していきます。

18歳人口の激減が言われており、今後、大学を取り巻く環境は厳しさを増すことが必然であります。前橋工科大学は大学としての一層の充実と魅力の醸成を図ってまいります。そして、「地域社会の時代を創る知と技の育成」を目指し、人と科学・工学の紡ぐ21世紀の社会創出をテーマとして、教育、研究、地域貢献に積極的に取り組む所存であります。

1. 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名：公立大学法人 前橋工科大学
- (2) 所在地：群馬県前橋市
- (3) 学部等の構成：
学 部：工学部
研 究 科：工学研究科
附属機関：基礎教育センター、教職センター、地域連携推進センター、
図書・情報センター、キャリアセンター
- (4) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
学生数：学部 1,207 人、大学院 109 人
専任教員数：66 人

2 特徴

前橋工科大学は、平成 9 年 4 月、建設工学科、建築学科、情報工学科の 3 学科から構成される、昼夜開講制を採用した 4 年制工学部単科大学として発足した。学部の完成年度にあたる平成 13 年 4 月、学部に対応した建設工学専攻、建築学専攻及びシステム情報工学専攻からなる昼夜開講制の大学院博士前期課程（修士課程）を設け、教育・研究の充実を図った。ついで、修士課程の完成年度である平成 15 年 4 月には、前期課程 3 専攻を学際的に融合し、分野間の教育・研究の協力をより容易にすべく、環境・情報工学専攻の博士後期課程（博士課程）を開設した。このように、組織を断続的に拡充し、教育の質の向上と専門化に対応し、研究の活性化と高度化を実現できる工科系の教育・研究機関としての体制を整えた。さらに平成 19 年 4 月、市民の生命と健康の増進、安全で安心できる環境の形成、豊かな文化の発展を目指し、学科を拡充改編した。環境・デザイン系では社会環境工学科（旧建設工学科）、建築学科に加え、社会人教育にも対応するため主に夜間に開講する総合デザイン工学科を新設した。一方、生命・情報系では、以前の情報工学科を生命情報学科、システム生体工学科に再編し、新たに生物工学科を設けた。大学院もそれに対応して、平成 23 年 4 月に建設工学専攻、建築学専攻、生命情報学専攻、システム生体工学専攻及び生物工学専攻の 5 専攻の博士前期課程（修士課程）を設置し、平成 25 年 4 月に博士後期課程（博士課程）には環境・生命工学専攻を開設して、教育研究の一層の充実を目指している。さらに平成 25 年 4 月には、公立大学法人前橋工科大学へ移行した。

本学の特徴は次のとおりである。

(1) 地域に根ざす公立の工学部単科大学

本学は、全国的にも数少ない公立の工学部単科大学で、地域の人々や産業界、各大学と連携し、地域の発展に貢献している。

(2) プロジェクト研究の導入

本学は、社会環境工学科及びシステム生体工学科において、専門的知識の深化と技術の修得を目的としてプロジェクト型講義を導入し、講義と演習を融合した指導を実施している。学生は自己の進路を照らした課題探求ができるようになっている。

(3) 実践的実務的な社会人教育の推進

主に夜間に開講する総合デザイン工学科を設けて、地域職業人を受け入れ、実践的実務的な技術者の養成を行っている。

(4) 他学科履修の推進

急速な科学技術の高度化、多様化に対応するために、その周辺領域の科学知識や技術の理解が必要なことから、他学科の専門科目を受講できるようにしている。

(5) 大学院工学研究科

本学は、大学院工学研究科博士前期課程、博士後期課程を開設しており、より高度な専門的技術者や優れた研究者の養成ができるようになっている。

(6) 教職課程の設置

教職センターを設け教職課程を設置し、生物工学科では高等学校理科の教員免許が、生物工学専攻では高等学校理科の専修免許が取得できる。

(7) 他大学・産業界等との連携

本学は、群馬県内の公立3大学（群馬県立女子大学・群馬県立県民健康科学大学・高崎経済大学）及び群馬大学に加え、前橋国際大学及び群馬医療福祉大学との間に、教育・研究等の協力を図る相互連携を行っている。また、群馬大学及び前橋商工会議所との教育・研究の連携による地域文化の発展への試みや、国際的には中国の北京工業大学に加え、吉林建築大学城建学院、タイ王国のカセサート大学工学部及びベトナムのダナン工科大学との間に教育・研究の相互交流に関する協定を結んでおり、学生の交流が実施されている。

2. 平成29年度自己点検評価

本学は、平成28年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の実施する大学機関別認証評価を受審した。受審の結果「大学評価基準を満たしている」と認定を受けたが、以下の項目において、「改善を要する」と指摘を受けた。

●改善を要すると指摘された事項

- (1) 学生の自学自習時間の状況について、現状を把握するための組織的な取組が行われていない。
- (2) 成績評価基準が組織的に一律のものとはなっていない。
- (3) 学士課程においては、成績評価の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が不十分である。
- (4) ハラスメント防止に対する組織的な体制の整備が不十分である。
- (5) 評価・改善委員会は全学の自己点検・評価を取りまとめる機能が不十分である。

次回認証評価受審まで（平成35年度までに受審予定）に、上記指摘事項に対して、改善のための具体的な取組みを進めていくため、現状の分析及び今後実施すべき施策について、自己点検を実施した。

(1) 自学自習時間の把握

区 分	検討事項
観 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位の実質化への配慮がなされているか。(5-2-2) <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保するような工夫がなされているかを分析。(学生が準備学習・復習等、主体的な学習を行えるような授業時間外の学習時間の確保、学生の主体的な学習を促すための組織的な履修指導、シラバスを利用した準備学習の指示、レポート提出や小テストの実施、履修科目の登録の上限設定等。) ○ 学生の学習時間（授業内学習時間、授業外学習時間（準備学習・復習）等）について分析。
指摘事項	<p>学生の自学自習については、授業評価アンケートに設問「授業時間以外に、予習、復習をしましたか？」を設け、約7割の学生が肯定的回答をしていることを把握しているが、自学自習時間についての実態把握は実施していない。</p>
現状把握	<p>自学自習時間についての実態把握のため、平成28年度実施の授業改善アンケートより、講義のために予習、復習に当てた週の平均時間に関する項目を追加している。</p>
今後実施すべき施策	<p>アンケート結果をもとに、予習・復習時間の分析を行うとともに、単位の実質化に配慮した学習時間となるよう方策を検討する。</p>

(2) 成績評価基準

区 分	検討事項
観 点	<p>・ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。(5-3-2)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成績評価基準について、例えば授業の出欠状況、レポート、中間テスト、最終試験の組合せにより、成績（A、B、C等）を判定するといった成績評価方法も分析。 ○ GPA制度を実施している場合には、その実施状況について分析。 ○ 学生に対して、刊行物の配付・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っているかを分析。 ○ 成績評価、単位認定が適切に実施されているかについて分析。
指摘事項	<p>単位は試験の成績、レポート、論文、出席状況及び平常の学習状況・成績等を総合評価して与えられ、その具体的な方法については、各授業科目の担当教員が定めるものとしており、組織的には一律のものとなっていない。</p> <p>個々の授業の成績評価は、上記の基準に基づき、授業担当教員が、シラバスに記載した成績評価の方法によって成績を評価し、単位認定している。</p> <p>これらのことから、成績評価基準が必ずしも組織として一律に策定されているわけではない。</p>
現状把握	<p>指摘のとおり、成績評価基準は学内で統一されていないため、平成29年度に教務委員会において授業目標に対する到達度合いによる全学統一の成績評価基準を作成した。</p>
今後実施すべき施策	<p>平成30年度より、学生便覧に記載し、全学統一の成績評価基準に基づく成績評価を行う。</p> <p>さらに、今後はポリシーに基づくカリキュラム系統図を作成し、シラバスにもポリシーとの関係を明示することで、学生に対し評価対象となる到達目標の更なる明確化に努める。</p>

前橋工科大学成績評価基準

成績の評価は100点をもって満点とし、60点（C評価）以上をもって合格とする。

成績はS・A・B・C・Dの記号をもって表し、その内容は下表のとおり。

評価	評価の基準	GP	内 容	区分
S	100～90点	4	学修の成果が到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	合格
A	89～80点	3	学修の成果が到達目標を十分に達成できている優れた成績	合格
B	79～70点	2	学修の成果が到達目標を達成できている成績	合格
C	69～60点	1	学修の成果が到達目標を最低限達成できている成績	合格
D	60点未満	0	学修の成果が到達目標を達成できていない成績	不合格
認定	—	対象外	他大学等での修得単位の認定	合格

(3) 成績の客観性・厳格性

区 分	検討事項
観 点	<p>・ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。(5-3-3)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置について、その実施状況を示す資料・データを用いて分析。 ○ 例えば、成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、GPAの進級判定への利用、異議申立てを受ける制度や答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているかについて分析。 ○ 成績評価分布の適切性について分析。
指摘事項	<p>異なる教員が同一科目を担当している場合（数学、英語等）では、評価に不公平が生じないように、該当教員間で話し合うことで配慮しているが成績評価分布の事後的な分析等を大学としては行っていない。</p> <p>また、学生からの成績評価に関する異議申立てを教務係が受け付ける制度を設けているが、学生には十分に周知されていない。これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が不十分であると判断する。</p>
現状把握	<p>指摘のとおり、同一科目の成績評価分布について事後チェックはなされていない。</p> <p>また、これまで成績評価に関する異議申し立て制度については明文規定に基づく運用ではなかったため、規程として整備を進めている。</p>
今後実施すべき施策	<p>複数教員による同一科目における成績評価分布の事後チェックにより偏りの点検を実施する。</p> <p>また、成績評価に関する異議申し立て制度については、平成30年度より規程に基づく制度運用を開始し、学生に対しては学生便覧に制度を記載することで周知を図る。</p>

(4) ハラスメント防止

区 分	検討事項
観 点	<p>・生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。(観点 7-2-5)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を分析。 ○ 例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室、ハラスメント相談室の設置等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、各大学固有の事情等に応じて、学生の生活相談、健康相談、進路相談、各種ハラスメントの相談・助言体制の整備状況を分析。
指摘事項	<p>ハラスメント等については、人事委員会が所管すると定められており、男女教員・事務局職員を相談員として配置し対応に当たっているが、ハラスメント防止のための組織的な取組の体制が明確となっていない。</p>
現状把握	<p>「公立大学法人前橋工科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を設け、人事委員会を主にハラスメント防止に係る取り組みを行っている。</p> <p>また、同規程では事務局総務課、事務局学務課、学科等に苦情相談窓口を設置するとともに、相談員を配置しハラスメントに関する苦情の申出を受け、必要な助言等を与え、問題の解決に努めている。さらに相談員は申出人が希望をする場合は人事委員会へ報告をしている。</p> <p>ハラスメント相談に関する学生等への周知については、主に学生係（保健室）が行っており、大学HPや学内掲示板にて相談受付に関する周知を行っている。</p> <p>ハラスメント防止にあたっては、事務局総務課を主として各種ハラスメントに関する情報提供、研修会の開催及び人事委員会の運営などを行っている。平成29年度は10月19</p>

日に全教職員を対象としてハラスメントに関する研修（DV D視聴）を実施した。

一方で、学内からは相談スペースの不足や相談者へのフォローの不足、ハラスメントに関する学生への情報周知不足などが指摘されており、ハラスメント防止効力の向上や苦情相談窓口の充実を目的として、これらの課題を解決していく必要がある。

○相談スペースの不足

相談を受ける場所は事務局、保健室及び保健室横の打合せスペースとなっているが、他の用事で来る学生が居たり、時間帯によっては使用できない部屋だったりするため、学生等が相談しやすい環境とはなっていない。

○相談者へのフォロー不足

ハラスメントに関する苦情の申出があった場合、申出人が希望する場合には人事委員会で調査を行い、対象者の理事長への処分具申及び関係する部署へ是正措置を求める通知等を行っているが、ハラスメントの被害を受けたことに対する学生等へのフォローは十分にできていない状況となっている。

○ハラスメントに関する情報周知不足

ハラスメント防止に関する情報周知については、大学HPや学内掲示板で行っているが、学生がどれだけ認知しているのかは不明な状況である。

《参考資料》

・教職員学生への周知

ハラスメント相談については、大学HPや学内掲示板にて教職員学生への周知を行っている。

大学HP：<http://www.maebashi-it.ac.jp/hoken/harassment.html>

・苦情相談窓口の設置

「公立大学法人前橋工科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、苦情相談窓口に相談員を配置し

	<p>ている。</p> <p>◇平成29年度相談員配置状況</p> <table border="1" data-bbox="663 360 1350 654"> <tr> <td data-bbox="663 360 1043 459">(1) 事務局総務課</td> <td data-bbox="1043 360 1350 459">男性1名 女性1名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 459 1043 557">(2) 事務局学務課</td> <td data-bbox="1043 459 1350 557">男性1名 女性1名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 557 1043 654">(3) 理事長が定める学科等</td> <td data-bbox="1043 557 1350 654">部局長会議構成員 (男性8名、女性1名)</td> </tr> </table> <p>・相談実績《人事委員会に確認》</p> <p>平成26年度 1件 平成27年度 0件 平成28年度 0件 平成29年度 1件</p>	(1) 事務局総務課	男性1名 女性1名	(2) 事務局学務課	男性1名 女性1名	(3) 理事長が定める学科等	部局長会議構成員 (男性8名、女性1名)
(1) 事務局総務課	男性1名 女性1名						
(2) 事務局学務課	男性1名 女性1名						
(3) 理事長が定める学科等	部局長会議構成員 (男性8名、女性1名)						
今後実施すべき施策	<p>○ ハラスメントが起きにくい環境の整備</p> <p>現在の講義室や教員室・研究室は外から中の様子が分からないようになっている。</p> <p>例えば、扉の一部をガラスにして外から中の様子が分かるようにして、常に第三者が見える環境にするなど、ハラスメントが起きにくい環境を整備していく必要がある。</p> <p>○ 相談スペース充実の検討</p> <p>事務局カウンターでは、相談に来る学生と各種申請・問い合わせに来る学生は同一のカウンターでの対応することとなっているため、相談に来る学生のプライバシーに考慮した環境とはなっていない。</p> <p>相談専用のスペースとして1教室を整備することが望まれるが、学内に余剰教室がないことから相談専用のスペースに1教室を充てることは難しい状況である。</p> <p>このような状況から、直近は事務局内に学生のプライバシーに考慮した相談ブースを設けるなどの対応を検討する必要がある。</p> <p>○相談者へのフォローの充実</p> <p>ハラスメントの所管は人事委員会とされているが、人事委員会は申出人が希望する場合は調査を行い、関連部署へ是正</p>						

措置を求める通知を発することと、対象者の処分具申を行っている。しかし、学外委員もおり機動的な対応が難しいことと、学生等の相談者をフォローする機能は有していない。相談は相談員が受けることとなっているが、相談員は教員や事務局職員の兼務となっており、継続的なフォローを実施するのが難しい状況にある。

また、保健室でも「臨床心理士による学生メンタル相談」を月に1回、「医師による学生メンタル相談」を4か月に1回実施しているが、被害を受けた学生等が相談をしたいと思った時にすぐに相談ができる体制とはなっていない。

ハラスメントの被害を受けた場合には、その後の学業や職務に専念するためにも、継続的な手厚いフォローが必要と考えられる。

このような状況から相談者へのフォロー体制（例：ハラスメント対応委員会及び学生相談室）を構築していく必要がある。

○ ハラスメントに関する情報周知及び情報収集

大学HPや学内掲示板だけでなく、授業期間前に行われるガイダンス（全学年全学科対象）で学生への周知を行う必要がある。

また、学生からの内部通報制度を設けるなど、ハラスメントの早期発見につながる取り組みを実施していく必要がある。

○ 内部

ソフト面では、学生からの内部通報の制度を活性化させるのもひとつ手段と思う。情報の網は可能な限り広げたほうが、早期発見につながるかと思う。

○ 計画的な研修の実施

現在、単発的に実施している。ハラスメントの防止につながるような実行性のある研修計画を立案し、実施する必要がある。

○ 組織的な取り組み体制の明確化

	<p>相談員の設置は理事長が指定、学生への周知は学生係（保健室）、教職員への研修は総務企画係がそれぞれ行っているが、それぞれの担当部署等に対応しており、全学的な取り組みとなっていない。</p> <p>ハラスメントに関する事項については、全学的、機動的な取り組みとなるよう体制を整えていく必要がある。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

トップページ » 保健室からのお知らせ » ハラスメント相談

ハラスメント相談

前橋工科大学のハラスメント防止対策への取り組みをご紹介します。

ハラスメント防止対策

ハラスメントとは

本学の相談対象であるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメントについてご紹介します。

ハラスメントとは

大学におけるハラスメントとは、教育・研究、就学、就労のあらゆる場面において、相手の意に反した不快な言葉や行為を指します。相手が言動を「不当」、「不快」と受けとめる場合は、ハラスメントになる可能性があります。

一方で価値観や感じ方の基準は、人それぞれ多様なものであり、言動がハラスメントにあたるかどうかの境界線は、相手との人間関係や前後の状況により変化します。悪意がなく指導を意図した言動であっても相手からの思わぬ誤解を招く場合もあり、何がハラスメントに該当するかは慎重に判断する必要があります。

本学では、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントを相談対象とします。

パワー・ハラスメントとは

職務上の権限、地位等を背景に、業務、指導といった適正なレベルを超えて、他の職員の人格又は尊厳を傷つけるような言動をいいます。

アカデミック・ハラスメントとは

教育研究上の権限、地位等を背景に、他の職員又は学生に対して教育研究上若しくは修学上の不利益を与え、又は労働環境若しくは修学環境を害する言動をいいます。

セクシュアル・ハラスメントとは

教育・研究、就学、就労の環境において、相手に対して、不適切で不当な性的言動を行うことにより、不利益又は不快を与え、精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいいます。

セクシュアル・ハラスメントについては、男性から女性に対する言動が典型的ですが、女性から男性、又は同性間の場合も含まれます。

ハラスメントのないキャンパスのために

ハラスメントのないキャンパスを目指すための留意点について紹介します。

保健室からのお知らせ

学生相談

ハラスメント相談

定期健康診断

メンタルヘルス

保健室だより

インフルエンザ

病気について

ハラスメントのないキャンパスのために

教育・研究、勉学、就労の場であるキャンパスにハラスメントが存在すると、秩序が乱れ、人間関係の悪化や生産性の低下を引き起こします。ハラスメントを受けた人や周囲の人の精神状態に大きな影響を与える可能性もあります。本学の構成員が快適に教育・研究、勉学、就労できる環境を維持するため、一人一人がハラスメントの防止に努め、絶対にハラスメントを許さないという心構えを持つことが大切です。

ハラスメントの被害にあったら

- ▶ **ひとりで悩まないで** ハラスメントを受けていると感じたら、自分を責めたり悩んだりせず、ハラスメント相談員に連絡してください。相談に来ることがためられる場合は、まず身近な人に相談してください。相談には家族や信頼できる友人、教職員と一緒に来室することもできます。大学が解決に向けて支援します。
- ▶ **被害の記録を取ってください** あなたが受けた言動について、いつ、どこで、誰から、どのようなことかわかる記録を残しておく、相談・申立ての際に役立ちます。
- ▶ **緊急の場合は警察に連絡を** 相手からの暴力行為などで、心身に危険を感じたり、緊急を要する場合は、迷わず周囲の人に助けを求め、警察に連絡をしてください。

加害者にならないために

- ▶ **互いに人格を尊重して** 本学を構成するすべての立場の人々（学生・生徒・教職員）は、対等に互いの人格を尊重する姿勢を持ちましょう。
- ▶ **固定的な性役割観の再考を** 社会的に形成された性別意識、「男性や女性はこうあるべき」という固定的な性役割観などの偏った見方・考え方を押し付けることは避けましょう。
- ▶ **立場が上の人（指導者又は先輩）は十分な配慮を** 反対意見や「ノー」と意思表示がないからといって、それが合意・同意とは限りません。
- ▶ **すぐに謝罪を相手が自分の言動を** ハラスメントと受けとめているとわかったら、すぐに止めて、真摯な気持ちと態度で謝罪しましょう。自分の家族や大切な人が受けたら不快だと思う言動を慎むという心構えが大切です。

ハラスメントを見かけたら

- ▶ **見過ごさない勇気を** ある集団内でハラスメントの存在が黙認されてしまうと、周囲もその関係に巻き込まれ、環境が悪化してしまいます。ハラスメントを見過ごさない勇気が必要です。特に教育、指導、管理監督する立場にある人の果たす役割は重要です。
- ▶ **ハラスメント相談を勧める** 相談を受けた場合は、必要に応じてハラスメント相談を勧めてください。その際、同行することも可能です。
- ▶ **知り得た情報は慎重に** 相談内容等の知り得た情報については、本人の意向を尊重し、安易に漏らさず慎重に扱うことが必要です。

ハラスメント相談

ハラスメント相談の利用方法についてご案内します。

前橋工科大学は、ハラスメントを禁止しています。キャンパスの一員としてハラスメントについての理解を深め、ハラスメントのないキャンパスを目指していきましょう。

あなたが不当で不快な言動により傷つき、結果として快適に勉学や教育・研究、就労ができないと感じることがあれば、その言動はハラスメントに該当する可能性があります。ハラスメント相談員は、あなたの意向や希望を尊重しながら一緒に解決方法を探します。相談者のプライバシーに配慮し、相談内容を承諾なしに外部に漏らすことはありません。どうぞ安心して相談してください。

ハラスメント相談

ハラスメント相談員 総務課総務企画係・学務課学生係の職員が対応します。

相談受付時間	月曜～金曜（祝日は除く。） 8：30～12：30、13：30～17：15（12：30～13：30は応相談）
連絡方	TEL：027-265-0111 FAX：027-265-3837 E-mail：jimu@maebashi-it.ac.jp ※ メールアドレス

法 をコピーする際は@マークを半角にしてください。

- ▶ ハラスメント相談員は、相談を受けたハラスメント問題の解決、申立て手続きをサポートします。
- ▶ ハラスメント相談員は、あなたと一緒に状況を確認し、問題の解決方法を探ります。
- ▶ ハラスメント相談員は、問題解決に必要な知識や情報を提供します。

相談の流れ

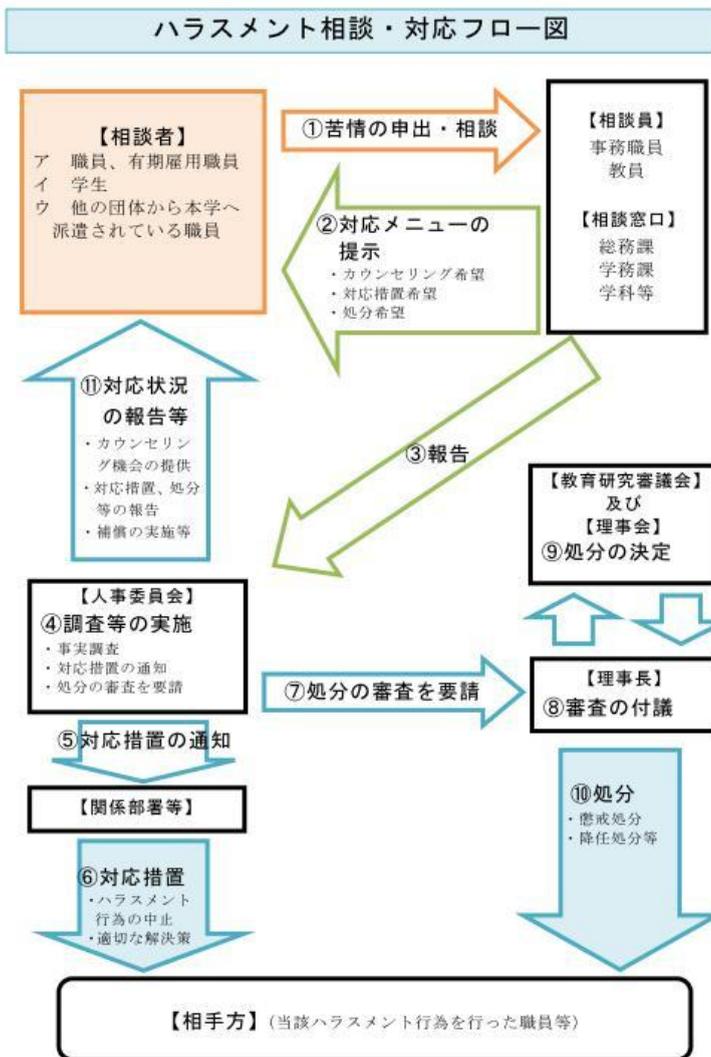
1 相談の予約

対象	ご本人を原則としますが、関係者の方からの連絡も可能です。
方法	電話・FAX・E-mail・郵送 ※予約日時と場所について相談員からお電話・E-mail等でご連絡します。

2 相談

相談者	ご本人がお越しください。その際、信頼する友人や関係者に同行してもらってもできます。 ※匿名ではお受けできません。相談の際には、身分証明書（学生証、職員証等）をご持参ください。
場所	前橋工科大学事務局

>>  ハラスメント相談・対応フロー図 (PDF : 119KB)



▶ ハラスメント防止体制

ハラスメント防止対策に関する規定、行動指針を掲載しています。

規程・行動指針

- ▶ 公立大学法人前橋工科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (PDF : 176KB)
- ▶ 公立大学法人前橋工科大学コンプライアンス行動指針 (PDF : 401KB)

前橋工科大学 〒371-0816 群馬県前橋市上佐鳥町460番地1 TEL 027-265-0111 FAX 027-265-3837

前橋工大について
 学長紹介
 大学の理念・目的・目標
 大学の特色
 組織
 教員情報
 施設案内
 学生数

学部・大学院紹介
 社会環境工学科
 建築学科
 生命情報学科
 システム生体工学科
 生物工学科
 総合デザイン工学科
 大学院

キャンパスライフ
 学生自治会
 クラブ・サークル
 学園祭
 オープンキャンパス

入試情報
 大学入試要項
 大学院入試要項
 入試結果
 入学料・授業料
 参考資料
 資料請求先
 オープンキャンパス

就職情報
 キャリアセンター

アクセス
 プライバシーポリシー
 お問い合わせ
 リンク
 サイトマップ
 English

大学内の相談窓口(平成29年度)



◇総合相談窓口

学生係職員が複数人で相談をうけ、皆さんにとって最良の方法を一緒に考えます。どのようなことでもかまいませんので気軽に相談ください。

◆医師によるメンタル相談

心の専門家の医師が、ひとり60分ほど時間をかけて、丁寧に相談に応じます。

◆臨床心理士による個別相談(メンタル相談)

大学や高校での相談の経験が豊富な臨床心理士が、相談を受けます。継続したカウンセリングも可能です。

◆保健師の相談

保健室でいつでもお受けします。都合に合わせて夜間健康相談も行います。また、身長測定、体重測定、血圧測定、アルコールパッチテスト、尿検査(蛋白 糖 潜血)などもできます。

◆各学科教員による相談

各学科で教員による相談も随時できますので、学業、単位取得、生活面など、大学生活全般について相談ください。

◆ハラスメント相談

ハラスメント相談員が相談を受けます。意向や希望を尊重しながら一緒に考え、解決策をさがします。

★「臨床心理士による学生メンタル相談日程」

面接による個別相談

場所:1号館 1階打ち合わせ室

時間:13:00~16:00

平成29年	4月13日(木)	・	4月28日(金)
	5月12日(金)	・	5月26日(金)
	6月9日(金)	・	6月22日(木)
	7月7日(金)	・	7月21日(金)
	8月4日(金)	・	8月18日(金)
	9月8日(金)	・	9月22日(金)
	10月13日(金)	・	10月27日(金)
	11月10日(金)	・	11月24日(金)
	12月8日(金)	・	12月22日(金)
平成30年	1月5日(金)	・	1月19日(金)
	2月2日(金)	・	2月16日(金)
	3月2日(金)	・	3月16日(金)



★「医師による学生メンタル相談日程」

面接による個別相談

場所:1号館 1階打ち合わせ室

平成29年	5月18日(木)	15:00~17:00
	7月13日(木)	13:30~15:30
	10月19日(木)	15:00~17:00
平成30年	1月25日(木)	15:00~17:00

医師及び臨床心理士による面接相談は申し込み制です。

保健室まで申し出てください。(電話027-265-0111)

(5) 評価・改善委員会の機能

区 分	検討事項
観 点	<p>・教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。(8-1-1)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するための取組について、自己点検・評価及び検証の実施体制、具体的な検証事例等を分析。 ○ 評価結果を質の向上や改善に結び付けるための継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、P D C Aサイクル等）が実施されているかを分析。 ○ 認証評価に向けて実施した自己点検・評価の実施体制（上記の実施体制と重複する場合もあり得る。）について分析。 ○ この観点の分析に当たっては『大学機関別認証評価等に関するQ&A：No. 51』（当機構ウェブサイト）及び『教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案）』（〃）を参照することが望ましい。
指摘事項	<p>今回作成された自己評価書には多くの不備がみられ、全学的に取りまとめる機能は不十分である。</p>
現状把握	<p>評価・改善委員会の構成は、学長、両副学長、学生部長、図書・情報センター長、地域連携推進センター長、基礎教育センター副センター長、教職センター副センター長、学科長、大学院工学研究科専攻主任及び事務局長となっている。</p> <p>自己評価書は評価・改善委員会で作成を行ったが、各基準・各観点を掌握する委員会等の意見を反映する機会があまりなかった。</p> <p>また、認証評価の自己評価書は、毎年度実施している自己点検評価をもとに作成しているが、掲載データの一元管理ができておらず、適切な時点ごとに更新ができていなかったため、データの不備が発生してしまった。</p>
今後実施すべき施策	<p>認証評価での指摘を受け、必要に応じ、評価・改善委員会委員に常設委員会の委員長を参集し、より広範に課題に対応できる体制としている。この体制を今後も継続していく必要</p>

	<p>がある。</p> <p>今後大学で行う自己点検評価の項目については、認証評価の基準に準ずるものとし、各項目を掌握する常設委員会の委員長も加えたメンバーで課題の抽出と改善を行っていく体制を整備していく必要がある。</p> <p>また、自己評価書で参照するデータについては、大学概要等一元化し、情報の網羅、適切な時点において、管理・更新を行っていく必要がある。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成29年度

前橋工科大学 自己点検評価報告書

発行日 平成30年6月

編集 前橋工科大学評価・改善委員会

発行 前橋工科大学

〒371-0816 前橋市上佐鳥町460番地1

電話 027-265-0111

FAX 027-265-3837

URL <http://www.maebashi-it.ac.jp/>

E-mail jimu@maebashi-it.ac.jp